

# 地方自治体における鳥獣被害対策に携わる人材の育成について(群馬県の取組)

## 【本県における人材育成研修の変遷】

本県における鳥獣被害、特に獣類の被害が目立ち始めたのは1975年代(昭和50年代)のサル被害からである。1990年代(平成2年)初めころからはイノシシ、シカによる被害が急増してきた。その後、カモシカによる高原野菜被害が顕在化し、本県農作物被害の半数を占めるまでになっている。

そのような中で、2008年(平成20年)に施行された鳥獣被害防止特措法により県の役割として人材育成が示された。そこで県は、まず地域における被害対策指導者の育成に本格的に着手した(図1)。

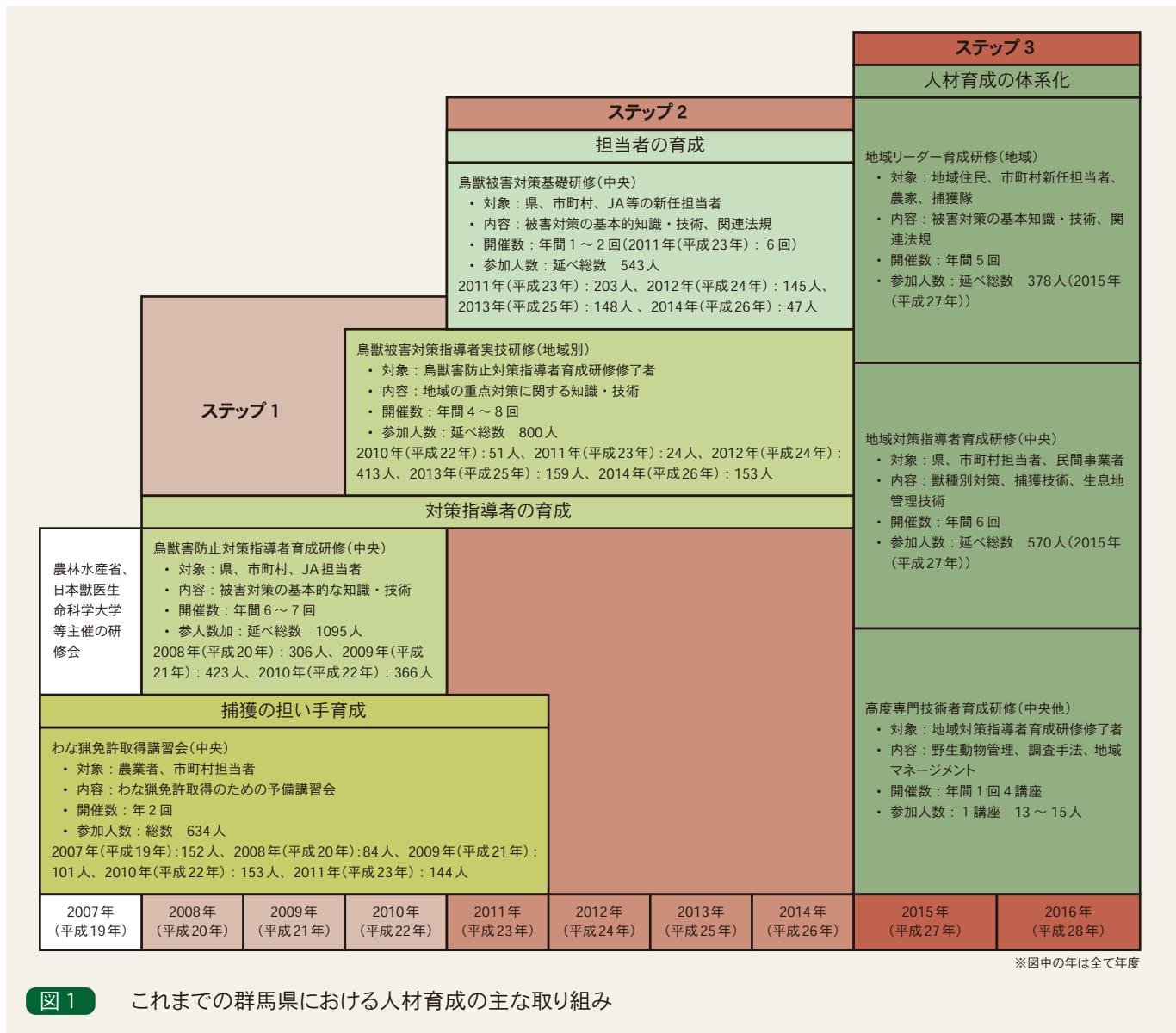


図1 これまでの群馬県における人材育成の主な取り組み

## 1. ステップ1 : 農業者自身による捕獲及び、対策指導者育成の開始

### (1) 農業者自身による捕獲推進

まず、「自分の畠は自分で守ろう」を合い言葉に、農業者自身による農地周辺での有害鳥獣捕獲を推進するため、2007年(平成19年)から農業者を対象にわな猟免許取得講習会を県主催で年2回開催した。この講習会は4年間継続

して行われ延べ490名の受講者があり、そのほとんどがわな猟免許を取得した。

## (2) 対策指導者の育成

わな猟免許取得の推進に加えて、2008年(平成20年)からは、被害対策に取り組む地域で防除対策の普及・指導を行う指導できる人材として県職員、市町村職員を対象に、野生鳥獣の生態や被害防除等の手法に関する基本的な知識と技術を習得するための「鳥獣害防止対策指導者育成研修」をスタートさせた(表1)。

これまで、被害の現場では被害者がそれぞれ自己流で工夫をしながら対応していた。しかしながら、個人の対応は限界があり、地域ぐるみの被害対策が重要ということはわかっていても、どの様にすれば良いのか?、声掛けをしてくれる人はいないのか?など、右往左往の状況だった。現場で一番頼られている市町村や県の地域機関の職員

が共通する考え方で、同じ手法で、同程度の水準の被害対策を進める必要に迫られていた。そこで、「とにかく一堂に会して繰り返し勉強しよう、先進地事例を学ぼう」との趣旨で始められたものである。

研修は県庁周辺の会場にて、年間5~7回の座学が中心である。受講者は研修会毎にその都度希望者を募った。結果として受講者数は毎回50~60人、3年間で延べ1095人に達した。

## 2. ステップ2：日本獣医生命科学大学との連携と鳥獣被害対策支援センターによる人材育成の体系化

上述した人材育成研修の受講者は被害防止対策のための実証は設置事業など、農業者に被害対策の考え方や侵入防止柵等の設置技術の普及を図る中心的人材となっていました。

しかしながら一方で、県は被害対策をリードできる力が県として十分に備わっていないことも認識していた。問題点は次のとおりであった。

- ①捕獲の担い手も野生動物管理に関する知識、技術を有する専門職も人材不足。
- ②人材育成のための体系的な研修体制がない。
- ③効果の高い被害防止技術開発を担う研究組織もない。

## (1) 日本獣医生命科学大学(以下、日獣医大という)との連携

そこで県は当時本県を研究フィールドとしていた日獣医大に対して被害対策に関する全面的な協力を要望した。2009年(平成21年)6月、「群馬県と日本獣医生命科学大学との野生動物対策推進に関する包括連携協定」を結んだ。この連携協定により、県、市町村職員の専門的研修を通じての人材育成。県民への講習・助言等対策手法の普及。野生動物に係わる共同研究、本県施設を活用した学生研修や実習などに取り組むこととなった。なかでも人材育成は最重点事項であった(図2)。

## (2) 鳥獣被害対策支援センター(以下、対策支援センターという)の設立

翌2010年度(平成22年度)、同大学と一体的に対策に取り組める組織として、「鳥獣被害対策支援センター」を設立させた。対策支援センターは被害対策現場対応の中心的役割を担いながら、鳥獣被害に取り組む市町村支援を行うも

表1 鳥獣害防止対策指導者育成研修

目的
野生鳥獣の生態や被害防除等の手法に関する基本的な知識と技術を有し、地域における防除対策の普及・指導を行う指導者を育成する。
研修対象者
県職員、市町村職員、JA営農指導員、地域のリーダー等
研修内容
(1)被害対策の現状と課題 (2)関係法令の基礎 (3)野生動物の調査方法と獣害対策 (4)被害防除技術 (5)捕獲技術と手法 (6)対策の実践と指導方法

図2 群馬県と日獣医大との連携協定協力事項

群馬県と日本獣医生命科学大学との  
野生動物対策推進に関する包括連携協定  
2009(平成21)年6月24日

### 協力事項

- (1)県職員(市町村職員等を含む)の専門的研修に関すること
- (2)大学学生の研修・実習に関すること
- (3)野生動物に係わる共同研究に関すること
- (4)県立農林大学校及び県内高等学校との連携に関すること
- (5)県民への講習・指導・助言に関すること
- (6)その他、目的達成に必要な事項に関すること

のであり、被害技術の普及や被害対策に係わる人材の育成を主な役割とした。以来、本県の人材育成は現在まで一貫して対策支援センターが担っている(図3)。

### (3) 実践的研修の開始

以上のように体制が整いつつある中で、「鳥獣害防止対策指導者育成研修」の受講生から「より実践的な課題解決に向けた実習も含めた研修の実施」を希望する声があがってきた。このため、県中央部での集合研修に加えて、2010年度(平成22年度)から「地域被害対策専門技術者育成研修」を開講した。

当研修は各地域の被害と対策の現状を視察検証しながら具体的な課題解決の道を見つけようとしたものであった。当時最もサル被害が問題視されていたため、初年度はサル対策のためのラジオテレメトリーを用いた行動域調査方法の研修が中心であった。

### (4) 人材育成の体系化

人材育成研修を開始して5年目を迎えた2011年度(平成23年度)、日獣医大と対策支援センターが対策支援に取り組む中で、人材育成研修のあり方について再検討した。

その結果、地域の被害対策に必要な人材像を明確にして体系的な育成を目指すこととし、「地域被害対策専門技術者育成研修」を「鳥獣被害対策指導者実技研修」に改め、また「鳥獣害防止対策指導者育成研修」は廃止し、基礎的な部分を「鳥獣被害対策基礎研修」として2011年度(平成23年度)、再スタートを切った(表2、3)。

「鳥獣被害対策指導者実技研修」の受講対象者と内容は前身である「地域被害対策専門技術者育成研修」とほぼ同様である。「鳥獣害防止対策指導者育成研修」修了者を対象として、地域課題解決のための具体的対策を実習を通して習得するものである。名称を変更した理由は「専門技術者」というイメージにとらわれ、市町村や県職員が受講を躊躇してしまうのではないか、との懸念があったからである。

「鳥獣被害対策基礎研修」は初めて鳥獣被害対策を担当する市町村や県、関係団体職員を対象としたもので、地域開催から座学中心の年間1~2回の中央集合研修形式を取った。新任担当者が県内各地で開催される年間6回もの研修会に参加するには担当業務上、負担が大きいため、早期に習得すべき必要最小限の知識に絞った内容とした。

両研修ともに2014年度(平成26年度)まで実施した。「鳥獣被害対策指導者実技研修」の受講者数は5年間で延べ800人(年間160人)、「鳥獣被害対策基礎研修」では4年間で延べ543人(年間136人)であった。

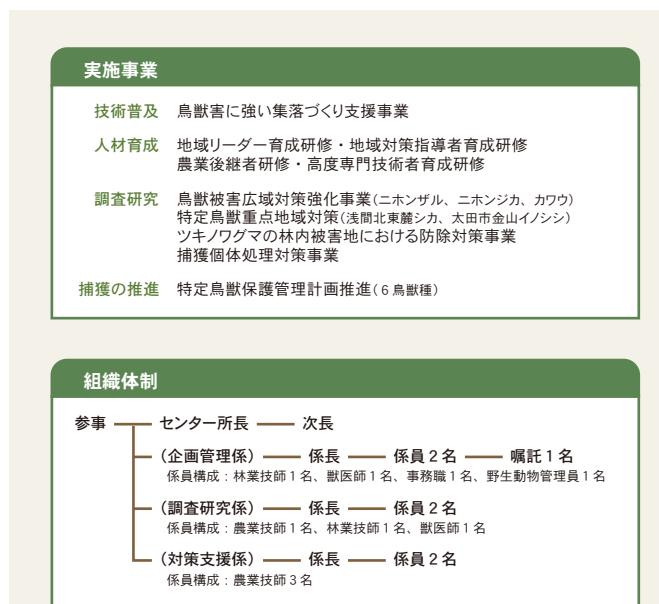


図3 群馬県鳥獣被害対策支援センター

表2 地域被害対策専門技術者育成(指導者実技)研修

目的
被害対策を推進する上で必要な専門的かつ高度な知識と技術を有する、地域の被害対策に精通した専門技術者を育成する。
研修対象者
市町村職員、JA営農指導員、地域のリーダー、県職員等で、基本的に鳥獣害防止対策指導者育成研修修了者で、研修開催地域に在住または勤務者を優先とする。
研修内容
(1)生息状況調査 (2)被害防除技術 (3)捕獲方法 (4)集落環境診断法 (5)合意形成法 (6)その他 各研修は現場における実習を中心に行う。

表3 鳥獣被害対策基礎研修

目的
関連法令に精通し、野生鳥獣の生態や被害防除等の手法に関する基本的な知識と技術を有する行政等担当職員を育成する。
研修対象者
県職員、市町村職員、JA等の新任担当者
研修内容
(1)関係法令の基礎 (2)被害の現状と基本知識・技術 (3)野生鳥獣の生態と管理 (4)行政の役割

### 3. ステップ3：地域リーダーと高度専門技術者を含めた体系的人材育成の再編

2015年度(平成27年度)、従来の地域対策指導者の育成に地域リーダー育成と高度専門技術者育成を加えることによって、新たな人材育成の体系化を行った。

#### (1) 目指している人材とカリキュラム

目指している人材、育成の対象者等について図4に示した。また、具体的な各研修カリキュラムは表4、5、6のとおりである。

#### (2) 地域リーダー育成研修

これまでの人材育成は行政職員を主体とした地域対策指導者育成の域を出ていないのが実状である。「集落ぐるみの対策」の主体は地域住民であり、そこでのリーダーの存在が対策の成否に大きく係わることは言わずもがなである。これまで集落のリーダー育成は集落づくり支援事業の実施に伴って町会長のように義務的責任を伴う人材をリーダーとして時間をかけて誘導してきた。

しかしながら、早急に対策を迫られているにもかかわらず、行政任せになっている地域が目立つようになったことから、地域住民主体の被害対策を強く促すために、直接住民を対象にした「地域リーダー育成研修」を実施することとした。その中で積極的に熱意を持ったリーダーとなり得る住民の掘り起しを試みている。

初年度の実績は5回開催し、農家を中心に延べ378名が受講した。

#### (3) 高度専門技術者育成研修

このことに加えて、県域のマネージメントと隣接県等との広域対策に対応すべき専門的知識・技術を有する人材の育成も急務であったため、「高度専門技術者育成研修」を同時開講した。年間を通じて4講座必修とした。受講者は10名程度に絞った。

従前の研修は開講毎に受講者を募り実施してきた。希望者を広く受け入れるとともに必修講座等も設定していかなかったため、研修修了者に対する修了書等は発行しなかった。

しかしながら本研修の受講対象者は被害対策の実務経験者とし、講義のすべてを必修としたため、研修終了者には受講者の長年の実績と県域をマネージメントする資質や自覚を持ち得たことを証する意味を含めて研修修了書を発行している。初年度では10名に授与した。市町村職員が6名、県職員が4名であった。

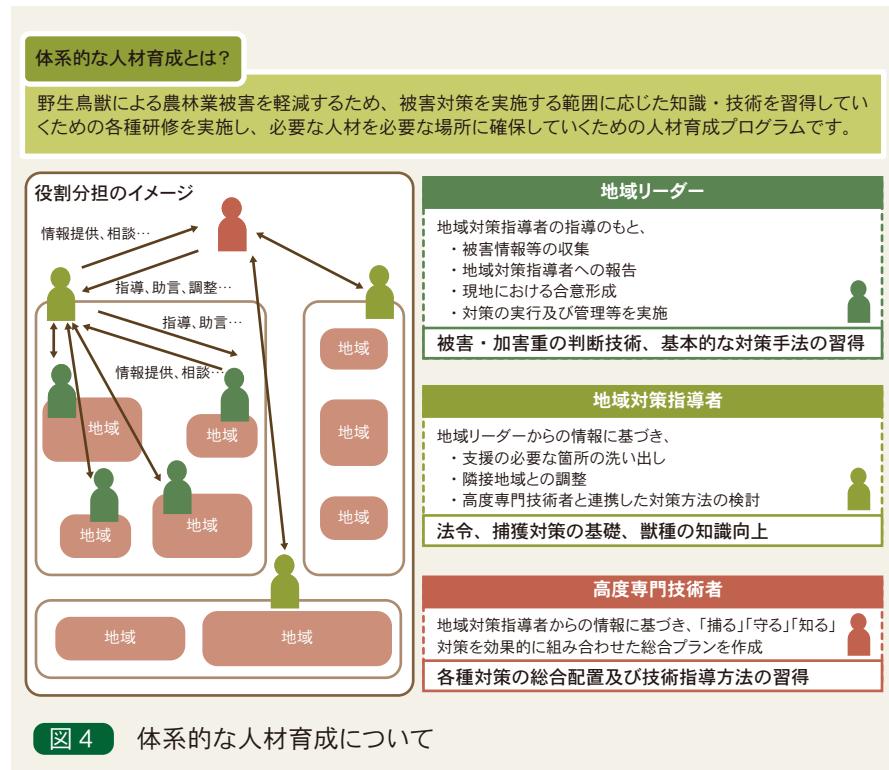


表4 地域リーダー育成研修

集落での被害を早期に発見し情報を関係機関に集約するための人材を育成する

回	開催日	科目	対象者	研修内容	講師	研修時間	受講者数
1	H27.12.25	基礎獣種の知識	農家、地域住民、JA職員及び市町村・県職員等新任担当者	主な加害獣の生態と対策について	日本獣医生命科学大学 安富 舞 氏	2.0時間	55人
2	H28.1.7	地域課題 (利根沼田)	リンゴ農家、JA職員、市町村・県担当者	シカの生態とその対策 リンゴ被害における現地支援	麻布大学 塚田英晴 准教授 鳥獣被害対策支援センター 高橋 主幹	2.0時間	146人
3	H28.1.22	地域課題 (東部)	女性農業者、農村女性アドバイザー、女性農業委員、農村女性組織代表者、JA・農業共済職員、市町村・県担当者	地域の農村女性が取り組む獣害対策	長岡技術科学大学 山本麻希 准教授	3.0時間	49人
4	H28.3.4	地域課題 (吾妻)	農家、獵友会、市町村・県担当者	ワイルドライフマネジメントによる獣害対策 獣獵の魅力～地域おこし協力隊での活動～について	日本獣医生命科学大学 加藤卓也 講師 長野原町獵友会 武田つくみ 氏	2.0時間	86人
5	H28.2.25	集落対策	農家、地域住民、JA職員及び市町村・県職員等新任担当者	鳥獣害に強い集落づくりについて 座学+実習	日本獣医生命科学大学 安富 舞 氏 名切幸枝 氏	4.0時間	42人

表5 地域対策指導者育成研修

集落での被害の状況を把握し、適切な被害対策の提案及び指導をおこなう人材を育成する

回	開催日	科目	対象者	研修内容	講師	研修時間	受講者数
1	H27.5.27	鳥獣被害対策関連法規及び被害対策基礎	県・市町村職員等新任担当者	①鳥獣被害関連法規について ②鳥獣被害の実態及び被害防止対策について	①自然環境課野生動物係 ②技術支援課鳥獣害対策係 ③対策支援センター企画管理係	1.5時間	61人
2	H28.2.12	生息地管理概論	市町村、県関係者	放棄果樹対策・緩衝帯整備など、農村集落での適切な生息地管理について	自然環境研究センター 青木豊 氏	2.5時間	38人
3	H28.2.16	市町村を越えた対策	市町村、県関係者	シカ被害対策の現状について情報提供し、参加者との意見交換を通して情報の共有を図る	野生動物保護管理事務所 奥村忠誠 氏	2.5時間	15人
4	H28.3.1	市町村を越えた対策	市町村、県関係者	サル被害対策の現状について情報提供し、参加者との意見交換を通して情報の共有を図る	野生動物保護管理事務所 岸本康誉 氏	2.5時間	15人
5	H28.3.8	森林の管理	市町村、県関係者	野生鳥獣の生息地としての森林(林業地)を、どのように維持管理保育していくかについて	野生動物保護管理事務所 森洋佑 氏	2.0時間	30人
6	H28.3.14	捕獲基礎・推進	市町村、県関係者	捕獲法について、種類・設置・止めしやし個体処理技術の最新技術の紹介、および捕獲推進に向けた全国の事例等について	自然環境研究センター 青木豊 氏	2.0時間	33人

表6 高度専門技術者育成研修

各地域に指導・助言をおこなう人材を育成する

回	開催日	科目	対象者	研修内容	講師	研修時間	受講者数
1	H27.8.25	野生動物管理の基礎	市町村、県関係者	野生動物管理について	合同会社AMAC 浅田正彦 代表	5.0時間	15人
2	H27.10.28,29	鳥獣被害及び対策実施の現場、被害対策計画の立案	市町村、県関係者	集落ぐるみ対策の推進について	三重県農業研究所 山端直人 氏	10.0時間	13人
3	H27.11.19	対策のための調査技術	市町村、県関係者	効果的な被害対策のための調査手法について	日本獣医生命科学大学 加藤卓也 講師 關義和 氏	5.0時間	14人
4	H28.3.11	鳥獣害対策まとめ	市町村、県関係者	地域全体で取り組むために必要なこと	長岡技術科学大学 山本麻希 准教授	5.0時間	14人

## 【育成後の実績～地域ぐるみの被害対策の中での人材の育成と活用：土づくりと種まき～】

本県が行ってきた人材育成の大きな特徴は「研修」と「実践」のリンクを常に図ってきたことにある。研修会で習得した知識、技術を地域ぐるみの被害対策に応用するとともに、その場で浮き彫りになった問題点を「研修課題」として反映させ、解決の糸口を受講者全員で共有するものである。この仕組みが受講者の対策指導者としての資質向上と自覚を促してきたと考える(図5、6)。

2010年度(平成22年度)設立された対策支援センターは同年度に鳥獣害に強い集落づくり支援事業を立ち上げた。鳥獣害に強い集落づくり支援事業は地域ぐるみの被害対策を実施するためのツールであり、研修終了者が活動する場である。事業執行は県地域機関である農業事務所が中心となつて担ってきた。農業事務所は県内5事務所あるが1事務所あたり1年間2、3地区の支援事業に取り組んできた。現在まで60地区が実施している。

地域ぐるみの被害対策の手法は農業普及指導で長い間積み上げてきた手法そのものである。普及指導員たちが野生動物や被害対策の基本を一度身につければ、その対応は地域の実情に合わせ的確に迅速に行われるものであった。また、市町村職員も同じ研修を受講しているため、市町村と県との意思の疎通はしっかりとできていた。

「研修」と「実践」で作り上げた地域対策指導者という肥沃な土壤に集落づくり支援事業という種をまきながら、地域ぐるみの被害対策を支援してきた。今後も土を肥やし種をまき、さらに播いた種を大きく育て広域連携へつなげることになろう。

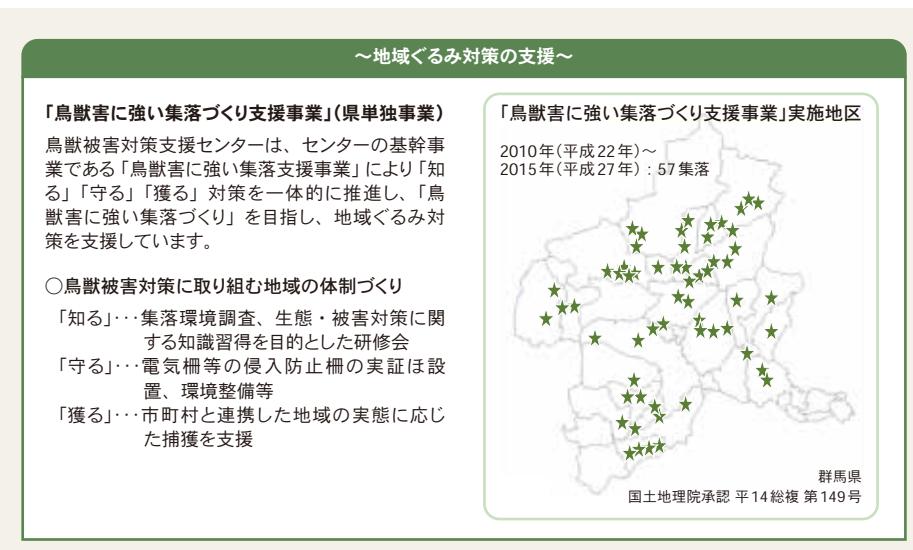


図5 農林業被害の軽減に向けた取組

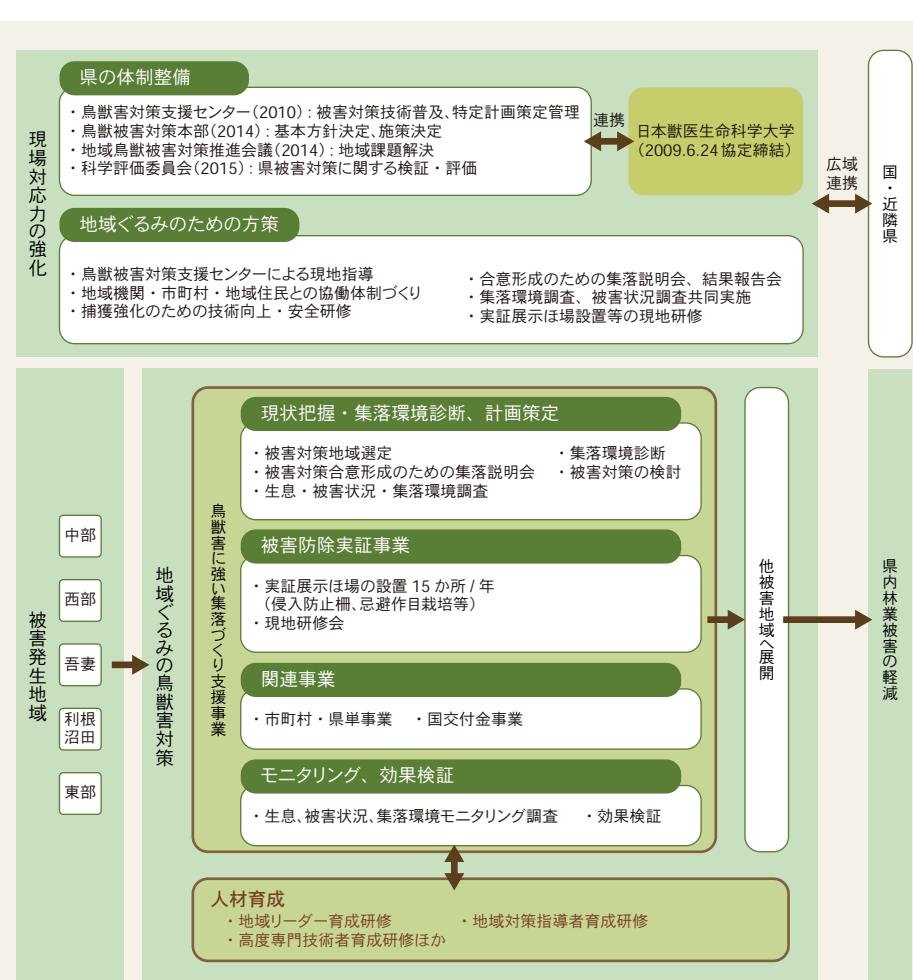


図6 群馬県における人材育成の進め方

## 【成果と課題】

### 1. これまでの成果

本県の人材育成は体系的プログラムのもとに日獣医大と連携して、対策支援センターが取り組んできた。

その最も大きな成果は、被害対策に係わるすべての人々、地域住民や市町村職員、県職員(幹部から担当職員まで)、各議会議員、関係団体等がいわゆる同じ目線、たとえば対策の考え方、基本となる手法、それぞれの果たすべき役割、今後向かう方向等を共有した中で実状を認識し協議できる土壤が作られたことである(表7)。

1年間の中で何度も繰り返し実施されてきた研修会や現地検討会、各種計画への助言などが長年の積み重ねを経て県内に周知された成果であり、その支えとなったのが日獣医大との継続した協力体制である。

### 2. 残された課題

#### (1)高度専門技術者育成研修受講者の今後の活動支援

本研修修了者は市町村や県地域機関の担当者であるが、ここで授与される修了書は何らかの資格を担保するものではなく、また修了者に「専門員」などのポストが用意されている制度があるわけでもない。従前同様、担当者として業務に従事するなかで彼らの熱意が「高度専門技術者」と称されるのみである。彼らが「高度専門技術者」として活動し、その力を発揮できる仕組み、制度の構築は喫緊の課題である(表7)。

あわせて、スキルアップのための継続的なプログラムの開発が必要である。

これらの解決策として、宇都宮大学で開発された「鳥獣管理士資格制度」や一般社団法人鳥獣管理技術協会による継続的専門教育制度が大いに参考になると考える。

#### (2)捕獲の扱い手育成

現在、本県では有害鳥獣捕獲の推進強化を図っており、鳥獣被害対策実施隊や有害鳥獣捕獲隊が中心となって取り組んでいる。しかしながら、その捕獲の扱い手対策は狩猟免許取得向けの出前講習会開催や費用補助等の狩猟者確保である。また、県内の認定鳥獣捕獲等事業者は県獣友会と民間事業体の2者にとどまっている。

このような状況の下、捕獲の扱い手育成と配置の道筋を県として明確に示す時期にきている。

これまで取り組んできた狩猟者、農業者等の自衛的捕獲者、有害鳥獣捕獲隊や鳥獣被害対策実施隊の育成に加えて、野生動物管理に精通した捕獲者の育成が急務である。

そのためには大学等教育機関とのさらなる連携が不可欠であり、獣友会や民間事業者等との協力も必要である。

また、育成した人材の配置計画や待遇に係わる制度の構築等も他の人材育成同様、重要な課題である。



高度専門技術者育成研修



高度専門技術者育成研修



高度専門技術者育成研修

表7 人材育成の成果と課題

成果
<ul style="list-style-type: none"> <li>被害対策の基本的認識と手法が県内関係者へ周知・統一</li> <li>県、市町村職員等の対応レベルが標準化・継続化</li> <li>被害農業者・地域住民の対策意識が向上</li> </ul>
課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>高度専門技術者の適正配置とスキルアップ</li> <li>捕獲技術者の育成</li> </ul>



地域リーダー育成研修



地域リーダー育成研修

# アイデアと実行力で対策の裾野を開拓する行政職員

## 田中慎吾 さん

1988年(昭和63年)、群馬県(長野原町)出身

長野原町役場 産業課 農林係

長野原町役場の担当職員は1名で、鳥獣被害対策のほか、林業、林道整備、土地改良、ダム関連事業を兼務



写真提供：長野原町

図1 田中慎吾さん

## 【長野原町の特徴】

長野原町は、群馬県北西部に位置し、長野県軽井沢町に隣接する。総面積は133.85平方キロメートルで町土の80%近くが山林原野等である。南北に細長い地形と標高900mから1300mと400mにおよぶ標高差から自然環境が多彩で長野県境付近の一部地域は上信越高原国立公園に含まれている(図2)。

町の東部で八ッ場ダムの建設が進められており、水没関係者の生活再建を最優先に、関連する地区一帯を中心にさまざまな地域整備が実施あるいは計画され、新たな地域づくりに取り組んでいる。

広大な開拓地を活かした日本有数の酪農地帯とキャベツ、レタスをはじめとする高原野菜の産地が形成されており、新鮮な農畜産物を提供する食料供給基地として大きな役割を果たしている(参考)。

加害動物はイノシシ、ニホンザル(以下サルと言う)、ニホンジカ(以下シカと言う)、ニホンカモシカ、ツキノワグマ(以下クマと言う)、ハクビシンで、今年初めてアライグマが捕獲された。鳥獣被害対策の担当者は、田中1人であり、しかも、林業、林道整備、土地改良、ダム関連事業を兼務している。



写真提供：長野原町

図2 長野原町、浅間山を望む

## 【研修経験】

2011年 入庁

2012年 現在の部署に配属、初任者研修参加、鳥獣被害対策基礎研修参加

2013年 鳥獣被害対策基礎研修参加、鳥獣被害対策指導者実技研修参加

2014年 鳥獣被害対策基礎研修参加、鳥獣被害対策指導者実技研修参加

2015年 鳥獣被害対策基礎研修参加、鳥獣被害対策指導者実技研修参加

高度専門技術者育成研修全4回参加

2016年 参加なし(参加したいテーマがない)

## 【活動の経緯】

2012年、担当になった当初、被害現場へ行って生産者や農協職員と話をしていると、役場で把握していない農業被害が多々あり、「役場への被害報告はひと握りである」「町では被害状況を把握しきれていない」ことに気づいた。

この年、吾妻郡内の鳥獣担当者の意見交換会の際に、中之条町と嬬恋村が、被害状況を把握するために生産者を対象にアンケート調査を実施していることを知り、これを参考に、長野原町でも被害調査を始めることにした。まず、中之条町や嬬恋村などから資料を入手し、調査方法などを検討し、2014年度からアンケート調査を開始した。

## 【どんなアンケートか】

設問は、獣種、被害作物、被害量(畠の何%か)、補助を受けたいか、ここ3年間くらいの被害の増減で、農協を通じて組合長が用紙を配布、被害のある人だけが記入し、記入者が農協あるいは役場に提出することにし、10%強を回収した。

農協を通じて配布したのは、家庭菜園以外を対象にするためであるが、農協を通さず、道の駅などへ出荷している生産者からも情報を得るために、今後は全戸配布が必要かとも考えている。

## 【アンケート結果から分かったこと】

アンケートの集計結果を分析すると、「農家自体が被害のあることに慣れてきて、被害を報告しない」「2014年はイノシシが多くシカはまばら」「2015年はシカが多くなった」ということが判った。どの動物による被害であるかは、記入者の判断に任せたが、獵友会などからの聞き取りにより把握している動物の生息状況と合わせ判断した。

## 【アンケート後に行った対策】

2015年2月応桑地区と北軽地区で町主催の研修会を開催したところ、20～30人の参加者があった。参加を呼び掛けるために地区の非生産者も含む、2,000人に対して広報チラシを毎戸配布した。

その後、シカが増えているので、シカについての研修会を実施したいと群馬県鳥獣被害対策支援センター(以下支援センターと言う)に相談し、支援センターを通じて外部の専門家に講師を依頼し研修会を開催した(図3)。

また、それまでも生産者に対し、防除柵の紹介はしていたが、設置に至つていなかつたので、吾妻農業事務所普及指導課との相談により、モデル地区を設定して防除柵を設置する計画を立て、農地がまとまっていて囲いやすい3か所を候補地とし各地で研修会を開催した。研修会では、隣接する嬬恋村でワイヤーメッシュの設置が進んでおり、農地が囲いきられた場合、動物が長野原町に進出して来ると説明した。

応桑のアテロ地区がモデル地区に決まった理由は、「地区全体の同意を得られた」とこと、「地区全体が農地でしかも地権者が地区内に在住」していたことだった。



図3 外部講師を招いての研修会

## 【応桑のアテロ地区(モデル地区)で行ったこと】

2014年度中に地区の合意を取り付け、2015年5月6月に事前調査として、支援センターが自動影カメラを地区内に設置、この写真を見ながらイノシシの出没状況や出没地点を地区住民と共に確認した。

その後、隣接する嬬恋村に設置されているワイヤーメッシュの事例を紹介し、2015年11月に高さ2mのワイヤーメッシュを設置(1面のみ)。2016年には、ワイヤーメッシュを延長し、あと5～6kmで完成予定である(図4)。完成はしていないものの、設置後のアンケート調査では、「張ったところからは入ら

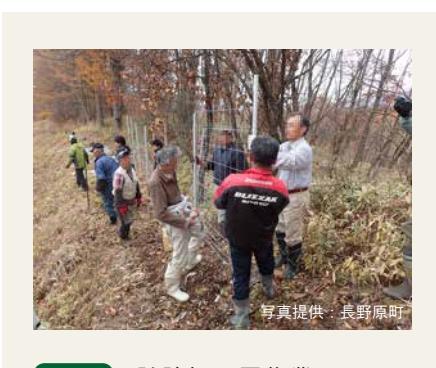


図4 防除柵設置作業

「れていない」との回答を得ている。防除柵の管理については、地区住民が管理組合を作り、自分の畠に面している部分は、自分で草刈りをしていることにしている。

## 【応桑のアテロ地区(モデル地区)に設置した防除柵について】

- ・高さ2mのワイヤーメッシュ
- ・町は資材提供
- ・住民による自力施工
- ・国の補助事業(住民の費用負担なし)
- ・農地周辺の山際を囲む
- ・最終的には閉鎖型
- ・総延長5400m

## 【町内への波及】

応桑のアテロ地区でワイヤーメッシュの設置作業を行っている現場で研修会を開催したところ、農協を含め10人ほどが参加した。

また、2016年には、北軽井沢の大屋原地区が「自分たちもやりたい」と手を上げ、設置予定で、多面的機能支払制度を活用して管理組合が管理する予定である。

## 【長野原町のサルについて】

町内には40～50頭ほどの群が2群確認されている。そのうちの1群が林地区に出没し、農作物被害を出している。林地区は、八ッ場ダム建設に伴い水没する地区住民の移転先として高台に土地改良を行った地域であるが、ここには、もともとサルの群れがいた。

そこで、2013年に地区全体で電気柵を設置する対策計画を提案し、2014年と2015年に設置したところ、被害が8割減少した。

今後は群れの行動域と群れの性別・年齢構成などを把握するため、2015年に電波発信器を3基購入し、装着に適当なオトナメスが捕獲できた際には、装着を支援センターに要請することを段取りしてある。電波発信器装着後のラジオテレメトリーによる群れの追跡は、田中が担当するのかと聞くと、「まあ、やるんでしょうね。」と言いつつも、いずれ非常勤職員を採用し、追跡や他の被害対策業務を担当させたいとのことだ。その人材についてもすでに目論見があるらしい。

※取材後の2016年12月21日、1頭に装着出来たそうだ。

## 【クマについて】

人家近くで出没した場合は、防災無線で住民に対して注意喚起し、出没地点に看板を設置している。小学生には、町から熊鈴を配布している。毎年8～9月に、大屋原地区の酪農家で飼料用トウモロコシに被害があり、捕獲後殺処分している。

## 【アライグマについて】

2016年、ハクビシン捕獲用のはこわなに、見たことのない動物が入ったと獣友会会員から通報があり、アライグマであることを確認した。オスの成獣だった。長野原町では、初めての出現だった。

## 【今まで参加した研修で学んだこと】

知識がついた。「対策の手法」や「町が主催する研修の材料」を得られた。勉強になったし、その後の対策の一歩となつた。高度専門技術者育成研修を受講して、対生産者対応だけでなく、幅広く考えられるようになった。

## 【課題】

「自己防衛を後回しし、行政がなんとかしろと言う農家の意識が問題」であるが、「研修によって農家の意識は変わってきたので、毎年1回くらいは研修を続けたい」と考えている。「サルの追い払い研修をしたい」「人材が欲しい(増やしたい)(協力隊)」「専従者が必要」「もっといろいろやりたい」と、課題を聞いたはずなのだが、答えは具体的な実行計画だった。田中には、ツマズキはないのかもしれない。

## 【今後の捕獲体制について】

田中自身は狩猟免許を取得しておらず、「免許を取得しても、わなを見回る時間がないので、現体制がよい」と言う。ただ、町内の猟友会員は40人(銃：27人)で、実働は20人弱、もちろん高齢化が進んでいる。そこで、地方分権改革の提案募集方式で、市町村の担当として役所・役場等で猟銃を所持できる体制整備について提案を予定している。近い将来、長野原町にガバメントハンターが配置されるかもしれない。

## 【今後の夢】

町内に小学校は4校、中学校は2校、子供は400～500人いる。田中は、この子供たちに「自分たちが住んでいる地域の畠の防除対策などを子供のうちから勉強」させたいと思っている。「人身事故を回避するための小中学生対象の研修」や「小中学校で講師を招いて授業をし、動物についての知識を学習」させるなど「子どもを巻き込んでの対策」を考えている、すでに「教育委員会に相談し、校園長会で、企画案を披露し2017年度に研修会開催予定」なのだと言う。

田中にとての「夢」とは「実現のための具体的計画」のことなのかもしれない。

参考：長野原町ホームページ

<http://www1.town.naganohara.gunma.jp/www/contents/1353397013704/index.html>

# 普及指導のスペシャリストとしての鳥獣害対策

## 古屋 修 さん

1968年(昭和43年) 群馬県出身

利根沼田農業事務所 普及指導課 園芸指導係 鳥獣害主担当  
(施策業務推進)

利根沼田農業事務所の担当職員は普及指導課14名中4名(主担当1名、副担当3名)



提供：群馬県利根沼田農業事務所

図1 古屋修さん

## 【利根沼田地域の特徴】

群馬県北部に位置する利根沼田地域は、沼田市、みなかみ町、片品村、川場村、昭和村の1市1町3村からなり、新潟県、福島県、栃木県に隣接する山間高冷地帯である。谷川岳や武尊山など2000m級の山々に囲まれ、多くの渓谷、湖沼・高原、温泉などの豊かな自然環境に恵まれ、「尾瀬」「日光」「上信越高原」の3つの国立公園を擁している。総面積は、1765.75平方km、群馬県の総面積の27.7%を占めている。気象条件や地形資質が多様であり、水源かん養保安林を主体とした公益性の高い保安林が多く、首都圏の重要な水源地となっている。

耕地は標高280mから1100mにわたって分布し、耕地面積は8679haで、78%を畑が占め、畑作を中心とした農業がおこなわれている。1経営体当たりの耕地面積は2.68haであり、県の1経営体当たりの平均面積(2.23ha)より多い(統計データは平成26～27年群馬農林水産統計年報による)。農業の動向は、レタス・ホウレンソウ・トマト・ダイコン等の夏秋野菜やコンニャクを主体とした大規模な畑作経営が行われている。また、リンゴを中心に、ブドウ・サクランボ・ブルーベリーなどの観光果樹経営や地形気象を活かした多彩な農業経営が展開されている。

主要家畜は乳用牛と肉用牛で、豚は小規模農家が廃業し、大規模化が進んでいる。その他の家畜として養蜂が盛んである。

地域内に生息する野生動物は多様で、ニホンカモシカ、ニホンジカ(以下、シカ)、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンザル、ハクビシンによる農林業被害が発生し、積雪の多い冬季に、リンゴの花芽がシカの食害を受け、シカの口が届く高さにリンゴが実らないというこの地域ならではの特徴もある。

## 【利根沼田農業事務所における鳥獣被害対策の実施体制】

古屋は、2012年(平成24年)4月に利根沼田農業事務所に赴任、翌年より鳥獣害担当であるが、それまでは、花きの生産振興や試験研究を担当していた。現在も、花き担当も兼務している。

普及指導課では、古屋が主担当として、他の3名の副担当と共に、直接の農家対応など鳥獣害対策に当たっている。また、同事務所農業振興課では、「鳥獣被害対策専門官」に位置付けられた鳥獣害担当が、補助事業を取り扱い、主に市町村の鳥獣害担当者と調整を行っている。

## 【研修経験】

2012年度(平成24年度)：なし

2013年度(平成25年度)：農作物鳥獣被害防止対策研修(農林水産省主催)

2014年度(平成26年度)：地域リーダー育成研修(農林水産省鳥獣被害対策基盤支援事業)

2015年度(平成27年度)：鳥獣被害対策基礎研修(群馬県)(6～8ページ参照)

研修は、どれも役立ったが、特につくばの研修施設で行われた農林水産省主催の農作物鳥獣被害防止対策研修がよかったです。「講師もよかったです、補助金の説明や捕獲対策、広域連携などのプログラムが役に立っています。」「テキストは今も繰り返し読んでいます。」

古屋が見せてくれた研修資料は、たびたびめくられているようで、ぼろぼろになっていた(図2)。

古屋は、研修には、注文があると言う。「テキストを使いやすくしてほしいと思います。研修後も使えるようなものにしてほしい。例えば、文字は読める程度の大きさにするなど。」

「新任者向けのテキストがあるとよいですね。」

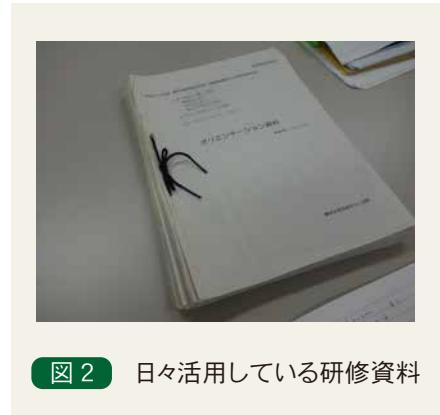


図2 日々活用している研修資料

## 【取り組みの経緯】

群馬県では、2010年度(平成22年度)より、「鳥獣害に強い集落づくり支援事業」(県単独事業)に取り組んでおり、事業の要項・要領が作成されている。「担当になりたてでも、こんな流れですすめていけばいいよ」という内容で、資料もあるんです。」と古屋は言う。

この要項・要領に基づいて、古屋は、2013年度(平成25年度)にみなかみ町入須川地区と片品村東小川地区を、2014年度(平成26年度)に沼田市下川田町宮塚集落を、2015年度～2016年度(平成27年度～28年度)には川場村のリンゴ生産組織を対象に「鳥獣害に強い集落づくり事業」を行った(20ページ資料参考)。手順は以下のとおりである。

- 事業対象集落の選定にあたっては市町担当者や区長の情報を参考に、野生鳥獣による農作物被害が多い集落であることはもちろんのこと、日頃から地域の団結力が強くリーダーが存在する地区を選ぶよう留意していた。
- 対象集落で集落環境調査を行い、加害動物や出没動物を調べる。これには、センサーカメラを活用する(図3)。また、集落内の被害状況や防除実施状況なども調査して結果を地図に落とす。
- 住民を対象に主要獣種についての研修会を開催する。自身が講師を務めることもあるし(図4)、専門家を講師として招く場合もある。
- 集落環境調査の結果に基づき、住民の要望をくみ上げながら、さまざまな事業を組み合わせて対策を進める。新しい資機材を使った実証ほをつくることもある。
- 実行した対策の効果検証を行い、その後も住民自らが対策を継続できるよう問題点を抽出し、その解決方法を住民に対して提案する。

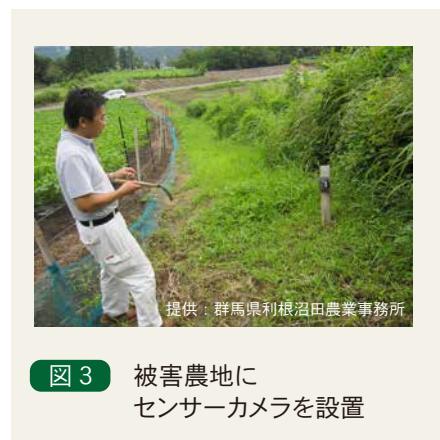


図3 被害農地にセンサーカメラを設置



図4 切り替え式電気柵説明会で講師を務める

あくまでも主役は住民や生産者であり、彼らが自力で対策を継続できるように、古屋たちは普及指導技術を駆使して、ソフト事業を活用し、ハード事業をコーディネートしている。

## 【取り組み事例】

2013年度(平成25年度)に行った「鳥獣害に強い集落づくり事業」の一例を図5に示した。

## 群馬県ホームページ

<http://www.pref.gunma.jp/contents/000311007.pdf>

## 【今後の課題】

「2年間の経験で、現場で困らない程度に知識、特に守る部分の知識は学びました。これからは、捕獲の知識や技術にも足を踏み入れなければならぬと感じています。」そのためには、狩猟免許事務を担当している環境森林事務所との連携が必要だと感じている。

また、「補助事業の内容を知つていればこそ、住民主導で対策する際の仕掛けができるんです。」でも、「普及指導員は、技術には強いが補助事業には弱いんで、」補助事業を取り扱っている農林事務所農業振興課の鳥獣害担当との密接な情報共有が欠かせないと痛感している。

2010年度(平成22年度)より農業事務所が中心となって担ってきた「鳥獣害に強い集落づくり事業」は、2016年度(平成28年度)までに県内5事務所合わせ60地区を対象に行われた(11ページ参照)。事業開始当初は、地域の側から上がる声により事業を展開していたが、ここ何年かであっても、被害の感じ方や対策への熱意に温度差があるた、単年度事業では、調査・研修・対策実行・効果検

そこで県では、集落が対象であった事業を生産組織も対象に含め、また、2年計画で事業を行っている。

現場からの声が県の施策を進化させ、それがさらに、地域で人を育てている。これが群馬方式の人材育成である。

**集落が団結して獣害対策に取り組む  
～中原地区獣害対策組合における「守る」「知る」の実践～**

防衛対策	
実施	山林地帯に人間の土塁
評価	上位2アフ
実施部会	土木課
実施年月	トドモコロシ放牧、防衛対策実施年月
実施場所	イヌリハガラ・ツバメ・ヨシノウラ

背景

標高1000mの山奥に2.5haの農地の地帯が広がる地帯。水稲、トウモロコシを中心とした農地開拓地帯として多くの野菜、果物栽培が行われてきた。地域では、野生動物の侵入防止対策が実施されていたため、高い壁、防衛対策として土塁が設置され、野菜の栽培地帯が保護される一方で、トドモコロシによる過剰的な被害が発生している。

農業では若者、野菜利用者の見込みが豊富に上がり、水稲と住民が一体となり、その分野に奮闘することとなる。

実施沿革

H23.5 獣害対策組合の発足  
H23.6 獣害対策組合設立会の開催  
H23.7 獣害対策組合の認定、組合規約の作成、組合の登記  
H23.8 農業用機械の整備、野菜栽培の実施  
H23.9 農業用機械の整備  
H23.10 ニシザル説上げと防除会の開催  
H23.11 農地周辺の防護（木による防護工）  
H23.11～26 農地周辺を整備、野菜栽培用機械による土工  
H23.12～H24.1 ニシザルカメによる野動物出没調査の実施  
H24.6 獣害対策実施機会計の開催

主要組織の内容

●集落から山林地帯を通過するため、柵を作設した。名前は「防衛地帯」。野菜栽培地帯を守るために、農業用機械を活用して、集落の農地全体を監視する役割を担う。

●野獣防除団：ニシザルの防護（木による防護工）、野動物出没の監視を行っている。

●尼駄原二丁目：尼駄原二丁目（尼駄原）を守るために、ニシザル説上げと防護柵を設置し、改修作業の取組を行っている。

●森野防除対策委員会：森野（森野）を守るために、野動物を監視した。

●7年連続で開催：セ・ソ・ハ・ツによる野生動物出没調査を実施し、当集落に生息する野生物と野獣を特定した。

成果・課題

●野生動物による農作物被害の減少により、農業住民の操作意欲が高まるところに、貢献度が活性化した。

●サル駆除（ニシザル）監視の実施機会では、ニシザルの活動範囲を実証したところ、野菜栽培地帯の活動範囲が約30%、野菜栽培地帯（ハクラン）によく、このうちの約10%が野菜栽培地帯に侵入する傾向が確認された。当農園では野菜（ハクラン）の防護柵を設置しているところから、やはりニシザルによる野菜被害はなかった。

●今後の課題としては、植林事業を進めるにあたっては、土耕、施設整備、夏場の虫の仕込みづくりが必要である。また、農地内には不平地があるため耕作放棄地が点在し、野生動物の活動範囲になっていたため、その対策が望まれる。

図5

群馬県ホームページ、PDF「集落が団結して獣害対策に取り組む～中原地区獣害対策組合における「守る」「知る」の実践～」

図5 群馬県ホームページ、PDF「集落が団結して獣害対策に取り組む～中原地区獣害対策組合における「守る」「知る」の実践～」